

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年12月22日

分任支出負担行為担当官
防衛省整備計画局施設計画課
契約制度企画室長 上谷 康晴
(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 ライフラインの多重化等基本検討(その1)
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年12月15日まで
- (4) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。)に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和5年12月22日付防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室長公示)に示すところにより、防衛省からライフラインの多重化等基本検討(その1)に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、単体企業による場合は、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」又は「電気」に係る「A」の格付を受けた者とし、共同体による場合は、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」又は「電気」に係る「A」の格付を受けた者とし、代表者以外の構成員は、「土木」、「電気」、「機械」のいずれかについて格付を受けた者で構成するものとする。

る。

ただし、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加表明書及び資格確認資料の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に示す同種業務について、元請として平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した国内における業務であって、国、特殊法人又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

・同種業務：幹線給水施設、幹線汚水施設又は幹線電気地中線路に係る基本検討又は実施設計のいずれかを履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。
- (7) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評価点の平均が65点以上であること。
- (8) 次の基準を満たす技術者を配置できること。

配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、以下のアからエに示す条件をすべて満たす者である。

ア 次のいずれかの資格を有する者。

- (ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は上下水道部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (イ) 技術士（建設部門又は上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (ウ) R C C M（技術士制度における技術部門のうち建設部門又は上下水道部門に相当する部門）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者
- (エ) 建築士法第2条2項に規定する一級建築士の資格を有する者。
- (オ) 建築士法施行規則による建築設備士の資格を有する者。

イ 平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種業務における経験を有すること。

・同種業務：幹線給水施設、幹線汚水施設又は幹線電気地中線路に係る基本検討又は実施設計のいずれかを履行した実績を有すること。

ウ 配置予定管理技術者の令和5年12月22日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和5年12月22日現在の手持ち業務量に防衛省大臣官房会計課が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務量とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務量の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

エ 公示日の時点で参加表明者と直接的な雇用関係があること。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウまでの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定管理技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟5F
防衛省整備計画局施設計画課契約制度企画室
TEL 03-3268-3111（内線：36444、36448又は36435）
メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年12月22日から令和6年2月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前10時から午後18時まで。ただし、正午から午後13時までの間を除く。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

- ・文書類：PDF（Acrobat DC形式）
- ・図面類：PDF（Acrobat DC形式）
- ・申請書類：Word（2019形式）又はExcel（2019形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年1月12日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下、「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年2月6日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店）。ただし、利

付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は業務委託料の10分の1以上とする。

- (3) 特定後、契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記2(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記4(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (8) 詳細は説明書による。